

要 望 書

令和5年9月29日

三田市長 田村 克也 殿
三田市教育委員会 鹿嶽 昌功 殿

三田市立ひまわり特別支援学校保護者会

平素は身体に障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが適切な教育を受けられるようご配慮いただきありがとうございます。ひまわり特別支援学校の子どもたちは、みんな楽しく学校に通い、学びを深めており、先生方のご支援に大変感謝しております。

これからも三田市のすべての子どもたちが分け隔てなく学び、健やかに育てる三田市になるよう、下記の通り要望します。

記

1 医療的ケアが必要であっても安心して学校へ通い続けるために

(1) 医療的ケア児が毎日登下校の送迎を受けられるようにしてください

令和5年4月の当保護者会からの要望書に対し、教育委員会として重要なこととご認識してくださっているという回答をいただいております。

現在新型コロナウイルス感染症は5類感染症になりましたが、ひまわり特別支援学校では現在も、送迎を担当する保護者が感染した場合、子どもは陰性でも登校できないと言われております。同じく保護者の体調や事情で送迎ができない場合も、子どもは登校できません。特別な事情がある場合に、柔軟にスクールバス等による登下校の送迎があれば子どもの学習機会を失わずにすみます。

特別な事情がある場合柔軟に送迎機会を確保できること、また令和6年度回数増加実現に向けて、調査研究及び予算の確保をよろしくお願いいたします。

(2) 主治医意見書を一つにまとめたものとするを許可してください

現在医療的ケアが必要な子どもは、毎年度当初に主治医意見書を学校へ提出しています。ただ、送迎バスに乗車するための診断書は教育委員会へ別に提出する必要があり、同じ内容のものを、様式を変え異なるタイミングで提出を求められています。意見書は有料で発行まで数週間かかるものであり、保護者は経済的にも負担が多くなり、また忙しい主治医にも負担をかけています。

学校に通うために指示書が必要なことは理解しています。共通で使用できる様式にし、1通で送迎バス用にも共有できるようご検討をお願いいたします。

(3) 修学旅行等宿泊学習時の同伴保護者の旅費・宿泊費用の負担をなくしてください

修学旅行等の宿泊学習は子どもにとって貴重で楽しみな機会であり、参加させてやりたい行事の一つです。しかし医療的ケア（特に気管切開や人工呼吸器管理）が必要な場合に学校側から保護者の同伴を求められることがあり、保護者分の旅費及び宿泊費は保護者が負担しています。昨年の修学旅行時には、保護者は2日間仕事を休んで同伴し、子の旅費とは別に旅費・宿泊費用を1万5千円以上支払い、夜間は子の看護を任せられ看護師の支援は一切ありませんでした。学校行事であり本来は交代できる看護師の人員確保が必要など、保護者に看護を一部負担させ、旅費及び宿泊費も負担させています。費用負担ができない場合や保護者が同伴できない場合は、医療的ケア児は修学旅行に行けません。

保護者同伴なく修学旅行等に行けることが目標ですが、まず少なくとも学校側から同伴を求める保護者の旅費及び宿泊費負担をなくしてください。

(4) 看護師等が安心して就労継続できる環境を整えてください

昨年度途中までは、学校看護師の必要数確保が難しく、小学部の医療的ケア児が中学部校舎で学習せざるを得ない状況になっていました（現在は解消しています）。学校看護師の採用及び就労継続が難しいことは全国的にも問題になっていると聞きますが、ひまわり特別支援学校の看護師さんは皆さん熱心に子どもたちを看護してくださっており、安心して学校へ通わせることができます。

栄養指導員は食事形態が様々な子どもに合わせた給食提供をしてくださっており、子どもたちが学校に通うために欠かせない方ですが、頻繁に交代され、不在の期間もありました。

不安定で安価な雇用では、看護師等専門職を安定して確保することは難しいと考えます。ひまわり特別支援学校に看護師等専門職は不可欠な存在です。安心して就労継続できるよう、給与水準の引き上げや研修機会の確保、キャリア育成などの職場環境を整えてください。

2 障害のある子どもを育てる家庭の経済的負担を軽減してください。

兵庫県との共同事業として実施の福祉医療費助成事業の所得制限について「三田市独自の運用として世帯内で最も所得が高い方の所得で判定する」とされているとのこと、また高校生の入院医療費の無償化について情報提供ありがとうございます。三田市の裁量による緩和ができないものも多いとのことですが、障害のある子どもを育てる家庭の経済的負担が軽減できるよう三田市の積極的な取り組みをお願いいたします。

障害児通所支援と障害者総合支援法に基づくサービスや補装具などを利用する場合、利用負担額の合計が上限額を超えた場合申請手続きにより給付費が支給される制度がありますが、申請性であり、同月利用したサービス領収書をすべてまとめて手続きする必要があります、非常に煩雑です。市はサービス費の把握が可能であり、申請手続きなく給付が受けられるようにしてください。また利用できる制度や支援がわかりやすく利用者に届くよう、情報提供してください。

3 障害児を育てる保護者が就労を継続できるよう、放課後児童クラブの利用を認めてください

障害のある子どもは体調不良だけでなく、体調を整えたり治療のため頻回な受診や、子どもの将来を考えた訓練や療育等を受けることも必要であり、障害児を育てながら就労を継続することは非常に大変です。しかし、障害児を育てるためには制度内の自己負担だけでなく制度外のサービスや自費購入物品も多く必要で、お金がかかります。保護者が就労中の子の預け先については放課後児童クラブがありますが、上記理由で現在の就労要件を満たすことが難しく、利用できても週1~2回、と説明されています。また医療的ケアが必要な場合は、受け入れができないと言われたこともあります。放課後や長期休業中の預け先としては放課後等デイサービスがありますが、保護者の就労のためのサービスではなく、枠が確保されることもないため希望通りには利用できず、利用が決定するのは前月末です。このような状況で就労を継続することは保護者の努力だけでは難しく、就労したくてもあきらめる方もいます。

保護者が安心して働き続けられるよう、障害児を養育している家庭の児童クラブを利用できる要件の緩和をしてください。または、それに代わる安心して預けられる預け先を早急に整備してください。

4 ひまわり特別支援学校保護者会と三田市との定期的な面談を求めます

これまでには学校で実施される保護者会に市の方が来られて話し合う機会を持っていた

だいておりましたので、今後も必要時学校を通してお話しできる機会を確保したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

上記4点の要望について、保護者会に回答を求めます。
文書での回答と懇談をお願いいたします。

以上